

令和2年度事業計画(案)

○定款第3条及び第4条に基づき、次の事業を行う。

1. 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業

- (1) 全ての療養費支給申請書を対象として、毎月内部審査会機関を設け、点検整備の段階で検出された事項を療養費の支給基準への該当性について審査を実施し、必要に応じて指導を行う。
- (2) 全国健康保険協会長崎支部柔道整復師施術療養費委員会より審査委員の委嘱及び長崎県国民健康保険団体連合会より柔道整復師施術療養費委員会より審査委員の委嘱を受け、療養費支給申請書の審査に協力する。
- (3) 保険事務担当者研修会を開催し、保険取扱業務の内容及び保険のしおりを更に充実させる。
- (4) 保険指導会及び保険研修会並びに新入会員保険指導会を行う。

2. 柔道整復師の振作昂揚に関する事業

- (1) 柔道整復師に関する内容の整備充実を図るための研究を行う。
- (2) 各部、委員会の活性化に努め組織の強化を図る。
- (3) 各地域の講演会及び研修会等に対し計画書に基づき補助金を交付する。
- (4) 本会広報誌「長整会報」第45号を発刊する。
- (5) 税務に関する講習会を行う。
- (6) 非会員開業者及び有資格者の入会を図るよう努力する。

3. 柔道整復師の資質向上並びに指導、養成に関する事業

- (1) 役員・委員・部員・会員による合同研修会を開催し資質の向上を図る。
- (2) (財)柔道整復研修試験財団の運営に協力する。
- (3) 各地区に役員が出席して助言を行う。
- (4) 学生の柔道整復師としての資質向上を図るため公開講習会及び研修会を開催する。

4. 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復術の向上発展に関する事業

- (1) 学術講演会及び学術研修会並びに学術研究発表会を開催する。
- (2) 第29回日本柔道整復接骨医学会(東京都)その他講習会、研修会に参加協力する。
- (3) 学術資料と情報の収集を行い学術の研鑽と振興に努める。

5. 県民の医療、保健、福祉健康保持及び体位向上に関する事業

- (1) 地域各種スポーツ大会及び柔道大会に積極的に参画しこれを賛助する。
- (2) 外務大臣杯・文部科学大臣杯・長崎市長杯・名誉会長太田勇杯柔整旗争奪少年柔道大会並びに柔整旗争奪女子柔道大会を主催する。
- (3) 日整全国少年柔道大会長崎県大会を主催し、第 29 回日整全国少年柔道大会に協力する。
- (4) 地域各種ボランティア活動を行い県内柔道大会・スポーツ大会及び身障者スポーツ大会に救護ボランティア委員を派遣し健康づくりイベントに参画・協力する。
- (5) 県民の健康増進と生涯学習の為の公開講座及び研修会を主催する。

6. 介護予防及び介護支援に関する事業

- (1) 公益社団法人日本柔道整復師会主催の全国介護保険担当者会議に出席し、調査及び研究を行う。
- (2) 公益社団法人日本柔道整復師会主催の機能訓練研修会に参加して、認定柔道整復師として介護予防及び介護支援に協力する。
- (3) 各ブロック及び県主管事業に参加協力する。
- (4) 機能訓練指導員認定柔道整復師として介護予防・機能訓練に関する講習会の開催や情報を伝達する事業を行い資質の向上を図る。
- (5) 介護保険制度の目的達成に協力する。

7. 柔道整復師術を生かした災害時等における救護活動に関する事業

- (1) 行政及び公共団体が実施主体となる事業に協力し、事故、災害による被害者の支援を行う。
- (2) 災害時への対応策を推進する。

8. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

- (1) 受領委任取扱いに関し、九州厚生局長及び長崎県知事との協定に基づき登録改廃手続等の調整事務を実施する。
- (2) 第 43 回九州ブロック柔道大会(福岡県)及び第 44 回日整全国柔道大会に参加協力する。
- (3) 苦情相談を行う。
- (4) 会員への慶弔見舞を規定に基づき行う。
- (5) 福利厚生の実施を図る。

9. スポーツ青少団等に対する柔道整復師術の模範実技及び講演等を行うことにより青少年の体育の健全な育成の協力に関する事業

(1) 柔道大会への役員及び審判委員並びに係員として派遣を行う。

(2) 小学生を対象とした親睦柔道合同練習を開催する。

10. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 医師会及び関係行政並びに関係諸団体との情報交換を行う。

(2) コンピューターによる事務処理の迅速化並びに情報収集と発信を行う。

(3) 定款及び定款施行細則並びに諸規定等を必要に応じて見直しを行う。

(4) 長崎県柔道整復師連盟の活動に協力する。